

鳥取市地域振興未来会議設置要綱

(設置)

第1条 地域住民が主体となって地域課題の解決に向けて議論するとともに、持続可能な地域共生社会のまちづくりを推進するため、地域振興未来会議（以下「未来会議」という。）を設置する。

(名称及び対象区域)

第2条 未来会議の名称及びその対象区域は、次のとおりとする。

名 称	対 象 区 域
国府地域振興未来会議	国府町総合支所管内
福部地域振興未来会議	福部町総合支所管内
河原地域振興未来会議	河原町総合支所管内
用瀬地域振興未来会議	用瀬町総合支所管内
佐治地域振興未来会議	佐治町総合支所管内
気高地域振興未来会議	気高町総合支所管内
鹿野地域振興未来会議	鹿野町総合支所管内
青谷地域振興未来会議	青谷町総合支所管内

(所掌事務)

第3条 未来会議の事務は次のとおりとする。

- (1) 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討すること。
- (2) 市に対して必要に応じ地域振興に関する提案を行うこと。
- (3) 地域未来プランの進捗管理を行うこと。

(組織)

第4条 未来会議は、それぞれ委員12人以内で組織する。

2 委員は、対象区域に住所を有する者又は勤務している者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 未来会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、未来会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第7条 未来会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(委員以外の者の会議への出席等)

第8条 未来会議は、必要があると認めるときは、当該未来会議の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(提案の尊重)

第9条 市長は、未来会議の提案を尊重し、対象区域の振興に努めるものとする。

(庶務)

第10条 未来会議の庶務は、各総合支所の地域振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、未来会議の運営に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取市地域振興未来会議設置要綱に係る内規

1 要綱第4条（組織）について

- (1) 地域振興未来会議（以下「未来会議」という。）の委員候補者を選考するため、各総合支所に選考会を設置する。
- (2) 選考会は、各総合支所長及び各総合支所課長により構成する。
- (3) 選考会は非公開とする。
- (4) 選考する委員数の目標は次のとおりとする。
 - ①公募委員の選任割合 委員全体の2割以上
 - ②女性委員の選任割合 委員全体の4割以上
- (5) 選考会において選定した委員候補者については、総合支所長が市長に内申し、市長が委員委嘱する。
- (6) 委員委嘱の起案は市長決裁とし、職員課及び市民生活部地域振興課に合議を行う。なお起案には、内申予定者一覧表（様式1）、委嘱状（様式2）を添付することとする。
- (7) 委員の任期途中で辞任願の提出や交代等の報告があった際には、速やかに旧委員の解職及び後任者の委嘱の起案を行う。ただし、地域の実情により後任を補充しない場合は、辞職承認辞令とともに「不補充とした理由」を添付して市長決裁を受けること。

2 要綱第5条（任期）について

- (1) 任期終了に併せ要綱の検証を行い、必要に応じ見直し等を行う。

3 要綱第7条（会議）について

- (1) 未来会議の開催は、年6回程度とする。
- (2) 委員の報償費は、日額7,000円とする。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

〇〇地域振興未来会議委員内申予定者一覧表

(様式1)

(任期: 令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日)

【〇〇町総合支所】

No.	新規 継続 の別	氏 名	年齢	性別	住 所	備 考 (現職、前職等の略歴)	内 申 理 由
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

1)「新規、継続の別」欄には、新規の場合は「新」を、継続の場合は「継」を記載してください。

2) 公募委員は、委員全体の2割以上、女性委員は4割以上となるよう努めること。

青谷地域振興未来会議委員（選出分野案）

（任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日）

役職	氏名	選出分野	備考
委員		地方自治	自治連、行政経験者
委員		防災	消防、防災、交通安全
委員		まちづくり (地域活性化)	まちづくり実践者
委員		福祉保健	民生委員、福祉職、健康推進員
委員		こども (子育て)	30～40代育児者、保育経験者
委員		商工観光	商工会、観光事業者、飲食宿泊業
委員		農林水産	1次産業者、JA等関係団体者
委員		教育	小中高教育経験者
委員		文化芸術 ・文化財	文化団体者、上寺地遺跡関係者
委員		公募	} 公募委員 3人程度
委員		公募	
委員		公募	

選出区分

【他の分野】 青谷上寺地遺跡、移住、スポーツ など

《基準廃止》

1号：自治会、まちづくり協議会等の役員の職にあるもの

2号：学識経験を有する者

《2割以上》

3号：公募により選任されたもの

3人以上/12人

※女性4割以上

青谷地域振興未来会議委員推薦表(案)

(任期: 令和7年4月1日～令和9年3月31日)

選出分野	想定される経験知見	氏名	経歴、役職等
地方自治	自治連、行政経験者		
防災	消防、防災、交通安全		
まちづくり (地域活性化)	まちづくり実践者		
福祉保健	民生委員、福祉職、 健康推進員		
子ども (子育て)	30～40代育児者、保育 経験者		
商工観光	商工会、観光事業者、 飲食宿泊業		
農林水産	1次産業者、JA等関係 団体者		
教育	小中高教育経験者		
文化芸術 ・文化財	文化団体者、上寺地遺 跡関係者		

※委員より分野別に各一名候補者を記入してください(本人の同意を得る必要はありません)。

※推薦内容は非公開とし、各委員から推薦内容を基に、選考会にて委員候補者を決定し、候補者へ打診します(誰から推薦、等は明らかにしません)。

※どうしても推薦できる者がいない場合、空欄でも結構です。

※留意事項 女性4割以上(目安として)

令和6年10月15日

地域振興課

地域振興未来会議の委員公募に向けたスケジュールについて

実施時期	実施内容
令和6年10月	【各総合支所】支所だより12月号掲載準備
令和6年11月25日以降	支所だより12月号、各家庭に配布
令和6年12月27日(金)	公募委員募集〆切
令和7年1月上旬から1月中旬	各総合支所に選考会を設置し、委員候補者を選定 ※公募委員の目標数：委員全体の2割以上
令和7年1月中旬から1月下旬	委員委嘱の起案（市長決裁、職員課及び市民生活部地域振興課合議）
令和7年1月下旬から2月上旬	応募者に選考結果を通知
令和7年2月上旬頃	第2回地域振興会議会長会において報告
令和7年2月21日(未定)	市議会総務企画委員会において報告
令和7年4月1日	地域振興未来会議設置 委嘱状交付

【参考】10年前に地域振興会議委員を公募した際の流れ

- 平成26年 9月 条例提案（定例9月市議会）
- 平成27年 1月 公募委員募集（市報・各総合支所だより1月号掲載）
※1月20日募集〆切
- 2月 公募委員選考
※3月31日までに応募者に選考結果を通知
- 4月 地域振興会議設置

青谷地域振興未来会議公募委員募集要領（案）

- 1 内 容 ① 地域特有の課題や地域振興について調査・研究を行い、解決策について検討を行う。
② 市に対して必要に応じ地域振興に関する提案を行う。
③ 地域未来プランの進捗管理を行う。
- 2 公募人数 3名程度
- 3 応募資格 青谷地域に住所を有する者又は勤務している者
- 4 任 期 令和7年4月1日～令和9年3月31日
- 5 報 酬 7,000円/回
- 6 会議の開催 年6回程度
- 7 応募方法 住所、氏名（フリガナ）、生年月日、職業、電話番号を明記し、「応募の動機」
「〇〇〇〇〇〇〇〇」について、400字程度の作文を添えて青谷町総合支所地域
振興課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メールで申し込む。

「〇〇地域の振興」「〇〇地域の活性化」など、
各支所で考えてください。
- 8 応募期限 令和6年12月27日（金）
- 9 選考方法 提出された応募書類に基づき、総合的に判断したうえで決定し、令和7年2
月上旬ごろまでに応募者に選考結果を通知する。

■応募・問い合わせ先

青谷町総合支所地域振興課

TEL0857-30-8692 FAX0857-85-1049

電子メール ao-chiiki@city.tottori.lg.jp